

競技規則書 ヒルクライムの部

本大会は「きたかみ^{びょうこうげん}夏油高原ヒルクライム 2018 競技規則」を適用し、開催する。

1. 競技者は、「きたかみ夏油高原ヒルクライム 2018 競技規則」を守ること。違反した場合、失格とする。
2. 本大会誓約書に同意をし、レギュレーションの遵守を誓約する。
3. 競技者はコース上にある危険表示・コースマークに注意し、最大限の安全に努める義務を有する。
4. 競技者は健康管理に留意し、主催者の設ける規則、競技役員の指示に従わなければならない。
5. 競技者は大会中を通じ、自転車走行時は常に硬質ヘルメットを着用しなければならない。
6. 競技者は、ブレーキが完全に作動するなど、レースを安全に行うための整備ができていない自転車を使用する。競技前には車検を必ず済ませ（自主車検可）、受付時に車検報告書を提出のこと。整備不良の自転車では出場できない。
7. 競技者は、主催者が用意したゼッケンを指定の位置につけて競技しなければならない。
8. 競技者は、スタート前の集合時間に遅れてはならない。遅れた場合は失格とする。
9. 選手の代理出走は認めない。
10. 主催者は競技に閉門閉鎖時刻（8:50）を設ける。閉門場所は、県道 122 号線と夏油高原スキー場入口分岐地点の 1 か所。なお、8:50 以前に閉門場所を通過しても、競技終了の 9:10 までにゴールできなかった選手は失格とする。
11. 競技者は、他の選手への妨害、斜行、その他危険走行をしてはならない。
12. 走行時には左側走行を原則とし、追い越し、追い抜きをする際は右側から行うこと。また必要に応じ声掛けなど注意を促し、追い抜いた自転車の前方に入る際は、安全を十分確認する。
13. 競技中コース内は占有され一般車両は進入しない。ただし、緊急時に車両が通行する場合がある。その際は競技役員の指示に従い、緊急車両の通行を優先する。これによって失った時間は、公式タイムからは削除されない。
14. ゴールおよび着順については、自動計測装置による測定を採用する。着順の判定は、競技運営部会長が行う。
15. 競技者の規則違反等への罰則は競技運営部会長がその処置を決定する。
16. 次の場合は失格とする。危険行為、迷惑行為など、規則違反を犯した場合。アンスポーツマンライクな行動、および競技役員の指示・注意に従わなかった場合。この裁定には抗議を受け付けない。
17. 競技者は、大会中に競技の中止を命じられた場合、直ちに走行を中止しなければならない。
18. 競技者は競技中に起こした事故について全ての責任を負わなければならない。
19. 競技者が制限時間を超えて競技を続けることは認めない。競技役員が競技続行不可能と判断した競技者の競技を中止させることがある。
20. 競技者は、競技役員ならびに他の競技者から不当な対応を受けた場合、抗議を申し出る権利を有する。抗議の申し立てはゴール後、また成績に関する抗議は成績掲示後それぞれ 30 分以内に、口頭にて大会本部・競技運営部会長まで申し出る。競技運営部会長はこれを審査し、この部会の裁定をもって最終決定とする。
21. 下山時にはコース内は交通規制がかかっているが、常に安全に緊急停止できるようスピードコントロール、車間を十分にとる。
22. コースの試走を行う場合は、他の交通車両の妨げとならないように交通ルールを遵守の上、日没までに行うこと。伴走車は不可とする。